

議案第 86 号

社会福祉法人に関する事務の委託の廃止について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第 2 項の規定により、社会福祉法人に関する事務の委託を廃止することについて、次の規約の制定に関して兵庫県と協議するため、同条第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 26 年 11 月 28 日提出

加西市長 西村 和平

記

社会福祉法人に関する事務の委託に関する規約を廃止する規約

社会福祉法人に関する事務の委託に関する規約は、廃止する。

附 則

この規約は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(審議資料)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成 23 年法律第 105 号)の公布に伴い、社会福祉法が一部改正され、平成 25 年 4 月 1 日から社会福祉法人の認可、指導監査等の権限が兵庫県から市に移譲されたが、指導監査体制の確保等に一定期間を要することなどから、地方自治法に基づく事務委託制度により、事務の執行を兵庫県に委託していた。このたび、県の受託期間が平成 27 年 3 月 31 日で終了することから、その事務の委託を同日をもって廃止するもの。